　第７７号議案

　　品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和６年９月１９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

　品川区国民健康保険条例（昭和３４年品川区条例第２０号）の一部を次のように改正する。

　第６条中「第３６条第１項」の次に「および第５４条の３第４項」を加える。

　第９条の２中「第５２条」の次に「および第５４条の３第４項」を加える。

第９条の３中「第５２条の２」の次に「および第５４条の３第４項」を加える。

第９条の４中「第５３条」の次に「および第５４条の３第４項」を加える。

第９条の５中「および第５４条の３第３項から第５項」を「ならびに第５４条の３第４項および第７項から第９項」に改める。

第９条の６中「第５４条の２」の次に「および第５４条の３第４項」を加える。

第２３条中「６カ月」を「６月（急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として１年）」に改める。

第２５条を次のように改める。

第２５条　削除

第２７条中「第９条第１項もしくは第９項」を「第９条第１項もしくは第５項」に、「もしくは虚偽の届出をし、または同条第３項もしくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者」を「または虚偽の届出をした者」に改める。

　　　付　則

１　この条例は、令和６年１２月２日から施行する。

２　改正後の第２３条の規定は、令和６年度分の保険料のうち令和６年１２月以後の期間に係るものおよび令和７年度以後の年度分の保険料について適用し、令和６年度分の保険料のうち令和６年１１月以前の期間に係るものおよび令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

３　この条例の施行の日前にした行為および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第２６０号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

　（説明）国民健康保険法が改正されたことに伴い、被保険者証の廃止等に係る規定の整備を行うほか、急患等の被保険者に係る保険料の徴収猶予の取扱いを定める必要がある。